

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた</p>	<p>(定義) 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた</p>

数並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業を
している者及び標準法第十八条第一号に掲げる者（
以下「産前産後休業者等」という。）の実数の合計
数から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十
一号）第五十五条の二第一項ただし書の許可を受け
た者（以下「専従職員」という。）その他文部科学
省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六（略）

七 都道府県栄養教諭等算定基礎定数 各都道府県ご
とに、当該年度の五月一日現在において、都道府県
及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共
同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二
の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数
との合計数から専従職員その他文部科学省令で定め
る者の実数の合計数を減じた数をいう。

八（略）

九 都道府県事務職員算定基礎定数 各都道府県ごと
に、当該年度の五月一日現在において、都道府県及
び市町村の設置する小学校等の事務職員について、
標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級
編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第
九条の規定により算定した数と産前産後休業者等の

数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六
号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」とい
う。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等
に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一
項の規定により育児休業をしている者（以下「育児
休業者」という。）、地方公務員法（昭和二十五年
法律第二百六十一号）第二十六条の六第一項の規定
により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者
同行休業者」という。）、同法第五十五条の二第一
項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」と
いう。）その他文部科学省令で定める者の実数の合
計数を減じた数をいう。

六（略）

七 都道府県栄養教諭等算定基礎定数 各都道府県ご
とに、当該年度の五月一日現在において、都道府県
及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共
同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二
の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数
との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専
従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計
数を減じた数をいう。

八（略）

九 都道府県事務職員算定基礎定数 各都道府県ごと
に、当該年度の五月一日現在において、都道府県及
び市町村の設置する小学校等の事務職員について、
標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級
編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第
九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の

実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十 (略)

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二 (略)

十三 指定都市教員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の校長及び教諭等について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに産前産後休業者等の実数の合計数から専従職員その他文部科学省

実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十 (略)

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二 (略)

十三 指定都市教員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の校長及び教諭等について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに産休代替教職員等の実数の合計数から育児休業者、配偶者同行休

令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十四 (略)

十五 指定都市栄養教諭等算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十六 (略)

十七 指定都市事務職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十八 (略)

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準

業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十四 (略)

十五 指定都市栄養教諭等算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十六 (略)

十七 指定都市事務職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十八 (略)

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準

法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。